

明日の自由を守る若手弁護士の会
共同代表・黒澤いつき



日本をふくむ近代民主主義国家が共有する価値観（天賦人権・民主主義・立憲主義など）や日本国憲法のテーマについてお話ししてきました。それでは、2012年4月に発表された自民党の「日本国憲法改正草案」（以下、自民党案）の中身を見ていきたいと思います。

日本人像

自民党案13条は、こう定めます。「全て国民は、人として尊重される」ところが変わったかお分かりですか？ そう、「すべて国民は、個人として尊重される」の「個人」が「人」に変えられているのです。…ささいなことだと思いますか？ いえいえ、とてもなことなのです。

国民一人ひとりが、「個性を持ったかけがえのない存在」とは、もはや扱われず、国家権力が「君たち一人ひとりが自分らしい人生を送れているかどうかなんて、どうでもいいんだ」と突き放しているのです。憲法のテーマが、「個性を持ったかけがえのない存在として自分らしい人生が歩めることが何よりも大事」、ではなく、「人（日本人）」として生きているかどうか大事」、にすり替えられました。

それでは「人（日本人）」として生きている」とは、どのようなことでしょうか。実は、自民党案は憲法前文で、「あるべき日本人像」を羅列しています。「日本国

民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守る、「和を尊ぶ」、「自由と規律を重んじ」る、「活力ある経済活動を通じて国を成長させる」、「良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承する」：日本国民は、このような人であることが、当然の前提になっているのです。そして、13条で、国民が「あるべき日本人」として生きているかどうか、が大事なんだ、と宣言する…個性やその人らしさ、など、まったく価値のないものになってしまっています。

大変革

近代における憲法のテーマであるはずの「個人の尊重」を、真っ向から否定した自民党案は、12条と13条で、基本的人権は「公益及び公の秩序に反し」ない限り認められる、と規定しています。前回お話ししたとおり、「国民の生命・人権よりも大切なものはない」というのが近代民主主義国家が共有する価値観でした。ところが、「人権より大切なものがある。公益と秩序だ」と大変革が起きているのです。公益と公の秩序に反してはならない…では、「公益」とはなんでしょう。「秩序」とはなんでしょう？ あまりにも曖昧な概念で、つかみどころがありません。実際のところ、なにが公益か、なにが秩序かを決めるのは、（警察）権力です。次回に続きます。